

平成 21 年度第 7 回税制調査会議事録

日 時：平成 21 年 11 月 6 日（金）17 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

お待たせいたしました。金曜日の午後ということで、本当にお忙しい中なので、集まりがまだ完全ではございませんが、時間もまいりましたので、ただいまから第 7 回「税制調査会」を開会いたします。

本日は、前回に引き続きまして、各府省からの要望のヒアリングを行います。昨日も申し上げましたけれども、その議事に入る前に何点か留意事項を申し上げたいと思います。

まず、今後の審議の進め方については、来週の 10 日、火曜日に企画委員会で議論いたします。その結果は、委員会終了後に委員の皆様方に御連絡をしたいと思います。特段御意見があれば、17 日、翌週の火曜日になりますけれども、税調全体会合でお伺いしたいと思います。

また、現在、租特 P T において、政策税制措置の見直し指針、いわゆる我々がよくふるいと呼んでいたものでございますが、これについて検討を行っておりまして、これもまた、来週の 10 日、火曜日の企画委員会終了後に、その結果を皆さんに配付したいと思います。

これについては、11 月 17 日の税調で、これもまた議論をしていきたいと考えておりますけれども、各府省におかれましては、租特 P T の政策税制措置の見直しの指針、いわゆるふるいを踏まえて、今後さらなる要望の絞り込み及び既存措置の縮減・廃止に一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、税制については技術的な問題も多いので、個々の要望の具体的内容について詰める必要があります。このため、お互いにそれぞれの事務方に対して、要望内容の確認、詰めを行うよう指示することにしたと思います。各府省におかれましては、事務方に支持を下ろすようお願いしたいと思います。

最後になりますが、前回申し上げましたとおり、事前に登録いただいた府省については、税制担当副大臣以外の副大臣、政務官の出席を認めることにしています。

このため、ヒアリングの時間に合わせて、政務二役が来られる府省もありますので、時間厳守で議事進行したいと思います。

それでは、お手元にお配りしております各省ヒアリング予定表の順番に従って、早速、各府省からのヒアリングに入りたいと思います。よろしゅうございますね。

（「はい」と声あり）

○峰崎財務副大臣

それでは、カメラさん、御退室をお願いします。

(カメラ退室)

○峰崎財務副大臣

それでは、財務省からヒアリングに入りたいと思います。時間が限られておりますので、時間内にメリハリの付いた説明を心がけていただき、時間厳守でよろしく願いしたいと思います。

どうぞ。

○大串財務大臣政務官

ありがとうございます。財務省の平成 22 年度、税制改正要望を御報告させていただきます。時間が 5 分と限られておりますので、足早にさせていただきます。

私たちは、一般公募、そして政策会議での団体ヒアリングを経まして、最終的には財務省として、お手元の資料にあります、大きく分類して、1 枚おめくりいただきますと、1 ページ、4 項目、内容としては 6 の税制改正要望を提出いたします。

この 1～4 の項目に即して御説明させていただきますけれども、1 つ目の円の国際化等に係る措置でございますけれども、これは、詳細は金融庁とも共同でございますので、御説明させていただく予定ですが、簡単に申し上げますと、非居住者等の公社債市場への参加を促進して、そして、円の国際化、国際取引を拡大する。そのために、金融・資本市場の活性化を促進するという目的での非課税措置の簡素化・拡充というものでございます。

2 番目と 3 番目が、財務省独自の施策でございますが、まず、2 番目にあります、特定輸出貨物の輸送等に係る措置でございます。これは一般の輸出業者と、免税とされている保税地域間の運送に係る輸出業者、これは特定輸出貨物に係るような一定のステータスを与えられている業者でございます。それに認められる特定輸出申告制度を利用した場合、保税地域に運送する前に、輸出申告が可能であることから課税となって還付するというようになっております。

ですので、内容は同じなんですけれども、基本的には還付が生じているということになっておりますので、本要望は一般の輸出貨物との均衡を図るべく特定輸出貨物に係る運送と課される消費税についても免除するという、横並びの扱いとしてもらうということを要望するものであります。

次に、3 番目ですけれども、酒類に関する措置ということで、ビールにかかる酒税の税率の特例期間の延長でございます。これはかねてより規制緩和の一環として生まれました地ビール製造業、事業参入の促進及び事業者の経営基盤の強化に資するために導入された優遇措置でございます。

これに関しまして、地ビール製造業者を取り巻く環境が依然として厳しい中、また、これによって引き続き支援を受けて大きく育っている業者も、今、出てきている中でございますので、延長をお願いしたいということでございます。

また、酒税の全体の在り方については、政府税調への諮問が行われておりますので、

今後、検討が行われるということですので、それを踏まえながら適用期限の延長を要望するものでございます。

最後の4番目に、その他の税制措置ということで、これは他省庁とも一緒にということですのでございますけれども、金融商品間の損益通算の範囲の拡大に向けた必要な税制上の措置というのが1つ。

もう一つは、試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄附金制度の創設。これは昨日本文科省の方からもございました。私たちの方は、酒類総合研究所というのがございまして、そこにおける指定寄附金制度の創設をお願いするというものでございます。

なお、財務省が要望をするもので、増減税の観点から言いますと、2ページにございますけれども、新たに減収が見込まれるもの、地ビールに関する酒税の税率の特例期間の延長は、4億円の減収見込み枠でございますけれども、新たに減収が見込まれるというものは、4番にあります金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置というところで、17億3,600万円の税収減というのを立てておりますけれども、これはちょうど金融庁からも詳しく説明があると思っておりますが、全体の金融課税の見直しも併せて行っていくという形になっておりますので、全体も含めると増収措置になるというような範囲になっております。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。どなたでも質問よろしゅうございますので、どうぞ。

私の方から財務省といえども、我々とする、やはり聖域ではありませんので、見直し項目が全くないということでは、事実上ゼロ回答になっておりますが、もともと租特が非常に独自で少ないということでもありますので、地ビールに関わる租特の延長要望ということが、事実上これだけだということですね。

これは、大体租特を設定したときの目標は、やはり参入をどんどんさせるということだったと思うんですが、いわゆる参入の条件というのはほぼ終わったのかなと思っておりますが、その辺りはどんな感覚をいらっしゃいますか。

○大串財務大臣政務官

これは、いまだに、逆に増えてきている状況にございまして、全体のビールの消費量は御案内のようになんかなり下がってきております。普通のビールの消費量は下がってきているんですが、地ビールに関しては、いわゆる消費量が増えてきているという状況にありまして、それと同時に、新規参入という観点からしても、実は増えてきています。これは16年から始まったんですけれども、当初は勿論多かったです、18年、19年がそれぞれ1件の新規件数だったのが、20年には3件と、いまだにこれは増えてきております。

更に、そういうふうにステップアップしていることからして、勿論、より大きくな

って強くなって、卒業していただく人もいるんですけども、新規参入も増えてきているということでございますので、必要性はまだ高いのかなと思っております。

○峰崎財務副大臣

そのほかございますか。

なければ、テンポよく行きたいと思えます。ありがとうございます。また、引き続き切り込みをしっかりとよろしくお願いしたいと思います。

それでは、総務省、よろしくお願いいたします。

(財務省関係者退室)

(総務省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

どうもお待ちせしました。それでは、総務省、来年度の税制改正要望、よろしく御報告ください。

○内藤総務副大臣

改めまして、総務省の副大臣の内藤正光でございます。

総務省の要望を申し述べさせていただきたいと思えます。

まず、私どもお配りをさせていただいた資料は、配付資料1と2でございますが、1をごらんいただきますでしょうか。これが私どもの改正要望一覧でございます。

これは、8月末に提出された要望から、要望事項の取下げや、適用対象事業者の絞り込み等を行った上で、このようにとりまとめさせていただきました。

※は、昨日の他省庁からもございましたように、他の省庁が主導的に進めている要望事項で、総務省としては従の関係にある要望だということで、あえて※を付けさせていただいております。

この中から、①～⑩までありますが、時間も限られておりますので、本日は減収見込み額の大きなものに絞って、3点に絞って説明をさせていただきたいと思えます。

その1つは、②の情報基盤強化税制、そして、③の郵便貯金銀行及び郵便保険会社という税制でございます。

最後は、⑤の過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の話でございます。

では、順次説明をさせていただきたいと思えます。

まず、項目といたしましては、②の情報基盤強化税制関係要望についてでございます。これはまさに情報通信、ネットワークに関するものでございますが、今後ますます情報化社会が推進をしていく、進展をしていく、そんな中で大事なのがいかにセキュリティを確保していくかということでございます。

具体的に言えば、ファイアーウォールの整備でございます。これまでこの税制措置の関係もあり、かなりファイアーウォールを設置している企業数も増えてきております。

具体的に申し上げるならば、平成18年度全企業のうち51%にすぎなかったファイア

一ウォール整備割合が、平成 20 年には、この税制措置のおかげもあり、61%へと大きく飛躍をし、そしてその効果も形になって表れております。

具体的には、不正アクセス件数が 18 年から 20 年に関しては半減をしているという実績も得ております。

しかしながら、最近、サイバー攻撃も高度化をしておりますして、従来のソフトウェアでのファイアーウォールでは対応し切れないものもございまして、やはりハードが特別に必要な事態も生じてきております。

そこで、今回の要望といたしましては、従来のファイアーウォールに加えて、ちょっと名前は難しいんですが、IDS、IPS及びWAFという、ハードに対しても、その範囲を拡大した上で、2年間の延長を要望するものでございます。これが②でございます。

次に、③の郵政に関するものでございます。御案内のように、かつての郵便局は、いわゆる小泉、竹中改革により、4分社化をされました。しかし、一方で金融2社は、窓口業務を郵便局会社に委託することが義務づけられているわけでございます。そうなると、当然手数料の行き来が出てくるわけでございますが、その消費税を支払う必要が出てきているわけでございます。これが、500億円を超える現状でございます。

ところが、他の金融会社は、自分の営業店で営業をやっているわけございまして、こういった手数料という余分なことが生じないわけでございます。

そういった観点で、やはり他の金融2社との競争条件を同一にするためにも、そしてまた、御案内のとおり、各委員会の決議、附帯決議においても、また、先の内閣における閣議においても示されておりますように、消費税等に対しての所要の措置を構わずべしというものが出ております。

そういった観点で、金融2社が払う消費税を減免していただきたいということを要望させていただきたいと思っております。その額は420億円でございます。

次に、最後になりますが、項目としては⑤番でございます。これは、過疎地対策の一環でございますが、過疎地域における経済状況を何とか支援をしたいという目的で、過疎地域における工業用機械等を取得する際の投資負担を軽減するというのが、この措置でございますが、今回は、現状では製造業、旅館業、ソフトウェア業が2,000万円を超える設備を取得した場合、その固定資産税を減免するというものでございますが、その対象を有線放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター、あるいは農林水産物販売業等に拡大をした上で、3年間延長していただきたいという要望事項でございます。

ちなみに、これの過去の実績効果を申し上げるならば、平成18年度は704件ございました。そしてこの措置によって、償却額はどれぐらいだったかと言いますと、72億円でございます。それが平成19年度は758件、同じく償却額は40億円、そして平成20年度は821件と伸び、そして償却額は約51億円でございます。加えて、この措

置による雇用増加人員で申し上げるならば、平成 18 年度は 2,887 人、19 年度は 2,500 人、そして 20 年度は 2,400 人と確実な効果を示していると思います。どうか、この 3 年間の延長後拡大をした上でお願いを申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ御意見があればお願いします。

これも私の方から、やや総括的にお話しさせていただきたいんですが、やはりペイ・アズ・ユー・ゴーの原則からいくと、これは 420 億円近いですね。減収増になっておりまして、これは多分消費税のところだと思うんですが、率直に申し上げまして、これを認めると、いろいろ分社化していくときに、この消費税を減免するということになると、これは非常に拡大して、恐らく均衡を失してしまうということになりますので、なかなかこれは消費税というもののありようからすると、あるいは企業再編税制の在り方からすると大変難しいのではないかと思います。

どうぞ。

○内藤総務副大臣

実は、この郵政の消費税に関わる案件を除くと、総務省としては、そもそもこの措置全体の租特そのものが余り多くはないわけですが、そんな中 8 億円の増収になっております。それに 422 億円の消費税の減免措置を加えると、逆転をしてしまうわけですが、どうか、これは、過去の委員会の附帯決議あるいは委員会決議、更には閣議決定等を踏まえて、やはり消費税に関する郵政の消費税に関する所要の措置を講ずべしという、そのことを十分勘案いただき、政治案件として御配慮いただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○長谷川総務大臣政務官

すみません、せっかく出させていただきましたので、一言だけ御要望させていただきましたが、これは全く皆さん御存じのとおり、自分たちで分かれない、分社化したいとしてやったわけではないわけです。まさに小泉さんの力で、無理やり生木を裂くようにして分けておいて、そして、そこで取引が発生するから消費税を払えというのは、誠に理不尽だというふうに思っております、あの自民党でさえ、これはやはり考えるべきではないかという附帯決議を出し、竹中さんでさえこれは取るべきではないかとおっしゃったものであります。

したがって、形で分社化になったからということではなくて、これは形でいったら全くおっしゃるとおりだと思いますけれども、全体を政治としてごらんになって、こういうことをやったものだから、郵貯銀行なんかは、地方からどんどん A T M を廃止するとか、サービスダウンをやったわけです。庶民をいじめて、その分を税金で吸い

上げているだけのことでございますので、そうではなくて、健全な経営をさせて、そして、株主としてしっかりと配当を取ればいいわけでありますので、トータルとして政治判断をいただきたい。御要望申し上げます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○内藤総務副大臣

もう一点だけ申し上げさせていただくならば、ここで私どもの要望を認めていただいたならば、今後の郵政事業の改革にいろいろなオプションが出てくると思います。どうか、その点も考慮していただいた上で受けとめていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

そのほか、御質問、御要望ありますか。

どうぞ。

○内藤総務副大臣

もう一つ、自治部局のところを忘れてございました。申し訳ございません。

資料2をごらんいただけますでしょうか。地方六団体からの税制度の在り方に関する意見でございますが、前回、知事会等の執行三団体の意見書が配付され意見交換をさせていただきました。そして、これに加えて、各議長会等との意見交換も併せて、税制度の在り方に関する意見をとりまとめさせていただきましたのが、資料2でございますので、どうか、今後の審議に当たりましては、いろいろと御配慮いただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

この意見は、非常に包括的になっておりますので、まさに地方団体との間の協議する場合の大変重要な参考資料ということで、資料として今日は承っておきたいと思っております。

それでは、よろしゅうございますか。

○内藤総務副大臣

はい。

○峰崎財務副大臣

ややテンポよく進み過ぎているかもしれませんが、今日はありがとうございました。引き続き絞り込みをよろしく願いいたします。鬼のような顔になっていると思いますが、よろしく願いします。

(総務省関係者退室)

(農林水産省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

お待たせいたしました、山田副大臣。それでは、農林水産省の税制改正要望をひとつよろしく願いしたいと思います。

○山田農林水産副大臣

私から農林水産の税制について、実はこれをホームページで公募したり、政策会議でもって意見のヒアリングをさせていただきました。

その上で、今回、期限が到来するものが約 27 件あるんですが、合理性、有効性、相当性、これはどうやって検討したらいいのか、実は大変苦慮いたしました。そのうちの過半数以上に当たる、27 件のうち 14 件、これについては×印を付けておりますが、延長要望しないということにさせていただきました。

新規要望についてですが、いろいろあったんですが、例えば森林相続税の問題と、農地もやっておりますし、これはやらなければいけないと思っているんですが、今の段階でこれをやるには、もう少し精密に調査をする必要があるだろうとか、いろいろ考えまして、今回は新規の要望はしないことにいたしました。

ただし、これまでも農業関係で品目横断とか、あるいは転作の奨励金等々については、準備金として積み立てることによって、事実上の減税措置が取られておりましたので、これについては、これまでと同様にさせていただけるものと、そう認識いたしております。

あと、延長のものとして、どうしても要望しなければならないと思っているのが、実は農林漁業用の A 重油に対する課税の問題なんです。これは、タクシーの場合に燃費の割合というのは 7% なんですが、農業の場合、ハウス栽培の場合には 3 割、4 割、漁業の場合にも大体燃費の占める経費における割合というのは 3 割ぐらいになっておりました。実際にかつて A 重油が 30 円だったのが、ガソリンの価格は結構下がったんですけれども、いまだに六十何円という、70 円とか倍くらいの価格になっておりました。韓国とか、そういう国でも、漁業用、農業用、こういったものに対しては減税措置を取っておりますので、是非これは引き続きやらせていただきたいと思っております。

次に、協同組合の合併に係る課税の特例、いわゆる農協とか漁協とか、小さなところを一本にするときに、今の現存価値で評価したりしますと、非常に取得税とか税金がかなりかかって、それが要因でいわゆる合併がなかなか行われなれないということがあったので、こういう特例措置をしてどんどん合併を進めておりました。かなり有効な減税措置だと思っております。これは是非続けさせていただきたいと思っております。

次に、農業委員会があっせんして農地を取得した場合の課税標準額の特例措置の 2 年延長なんですが、これにつきましても、金額は大きくないんですが、1 件当たり 1 万円か 2 万円なんですが、非常に件数が多くて、7,000 件ぐらい毎年あるということで、農地の集約化が必要です。非常に減税措置が大事なのではないかと考えて、これについては延長させていただきました。

それから、家畜排せつ物の管理の適正等々に関する課税標準の特例措置なんですが、

これにつきましても、家畜排せつ物法という法律によって措置されているもので、実際これに対しては個人で排せつ処理をやっておりまして、補助金も出ませんので、せめて減税措置がないとやれないというところで、これも是非延長させていただきたいと考えました。

あと、農林漁業のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律というのがあるんですが、それに基づいて、バイオ燃料設備に対する課税の延長、これも法律によるものでございますし、これから地球温暖化を考えますと、これは政策的にも必要な措置だろうと考えております。

もう一つだけ、食品流通構造、これはどういうことかといいますと、地方の卸売市場なんですけど、これに対して課税標準、いわゆる固定資産税の特例措置のわけです。

御存知のように、地方の卸売市場というのは非常に疲弊しておりまして、このままで行くとほとんどつぶれかねないという状況にあります。しかし、農林水産、いろんな流通分野にとって、やはり市場が機能しないと農産物が非常に低く、輸入の農産物と同じ価格に抑えられる。正常な市場機能というのはどうしても必要だということから、これは延長を是非させていただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。どうぞ。

○渡辺総務副大臣

ありがとうございました。2点伺いたいんですが、バイオ燃料の利用促進に関する法律に基づく特例措置、これは軽減措置の延長で20年に創設されて、この後また延長ということですが、既に累次の補助金政策等が行われているというふうに聞いておりまして、適用件数も余り多くない。21年度で10件ほどということですので、これは補助金等の支援をした方がベターではないかというような考えもできるわけですが、その辺の議論をされたのかということが1点。

それと、農業委員会のあっせん等による農用地区域内の土地取得の場合の特例ですけども、これもやはり、過去3年の実績では、1件当たりの減収額は大体6,000円ぐらい。

そうするとインセンティブとして、効果はいかかなものかなというふうに我々は指摘をしたくなるわけです。この点についてどのような議論をされたかを教えていただければと思います。

○山田農林水産副大臣

先に農業委員会のあっせんによる問題ですが、確かに1人1万円に満たない少数金額であるので、これが本当にいいのかどうか、もう延長しないでいいのではないかという議論をしました。しかし、佐々木さんもいますが、北海道を中心にして、今、農民の皆さん方、いわゆる農地を手放すときに、我々はそれを促進させなければいけな

いんですが、農地の合理化をさせなければいけないんですが、その際に、非常にこれに対して農業者というのは希望が多いというのか、毎年7,000件ぐらい出ております。これがいわゆる一つの誘導となって、いわゆる農地の集約化が図られていっているところはあるなというふうに我々政務三役の議論に達しました。

もう一点なんですが、いわゆるバイオのところですが、これをいろいろ検討いたしました。件数についてもそんなに大きくないんですが、ただ、これから地球温暖化、いわゆるCO₂の25%削減ということになると、どうしても農林漁業分野でのバイオ燃料というのが大変大事になってくる。今、我々は、間伐材を利用したバイオ燃料、いわゆる稲わらを利用したバイオ燃料、サトウキビかすのバイオ燃料、これと大胆に取り組もうという計画をしております、そうなってくると、これは生きてくる。これから大変大事になってくるという見地から延長させていただきたいと、そういう結論に我々は達しました。

○峰崎財務副大臣

では、私の方から聞きますと、初めてと言っていいぐらい、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則が達成されている省庁が、最初が農林水産省だったんです。

ただ、最初に口頭でお話しなさいました、例の農業者戸別所得保証モデル事業の、いわゆる認定農業者への交付金の交付問題で、積立額の損金算入が認められることを確認していただきたいと思いますと思うんですが、これもいわゆる租特になりますので、一応、租税特別措置、税制改正論議の中にやはり要求事項として改めて、次回で構いませんので提出していただきたいと思います。その中で議論の対象に、ほかの省庁もそういうふうにしておりますので、是非その点はよろしく願いいたします。これはもう認められたんだと、直ちにはなかなかかなりにくいところがありますので、その点はまたひとつよろしく願いしたいと思います。

また、地方税の方でもあるいは国税の方から見ても、利用実績がどうかとか、いろいろ効果の点でどうかと思われるものがありますので、これはまた引き続き協議をしていただくことを含めて、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則は達成しているんですが、もう一步切り込んでいただければ、もっと我々は農水の皆さんに本当にこうべを下げることになると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○佐々木農林水産大臣政務官

今の2点について、私の方からも少しだけ触れさせていただきますが、農地のあっせんの方ですが、これは結局あっせん事業を通して、今、農地の売買をあっせんしているわけですが、結局これがないと相対でやるということになってしまうわけで、相対になったときに、では、本当に地域の農地がしっかり守られるかということになるものですから、そういう意味ではあっせんという事業を是非続けるためにも、1つの金額は小さいということはあるんですが、件数はそれなりにありますので、是非これは残していただきたいと思います。

バイオの方は、今、大臣が申し上げたとおりであります。補助に集約するという方法も1つあるんですけれども、今、国策として地球温暖化というものを進めていくときでもありますので、立ち上がりの3年間だけということでは我々は考えておりますので、未来永劫続けるという政策ではありませんので、是非その点を御理解いただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

立ち上がり3年、しっかりと記憶しておきますので、それではなければ、ありがとうございました。

それでは、厚生労働省、長浜副大臣、よろしく申し上げます。

(農林水産省関係者退室)

(厚生労働省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

それでは、長浜副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

厚生労働省でございます。資料は縦長と横長と2つありますので、主だったところを説明しろという御指示でございますので、横長の私の名前が書いてある方で御説明をさせていただければと思っております。

まさに厚労の分野は、国民が安心して暮らしていける社会を構築するための、社会のセーフティーネットとしての社会保障施策、労働施策が含まれているところでございまして、税制においてもこういった施策を積極的に推進していかなければならないというふうに認識をしております。勿論、税調からの御指示もよく理解をしているところでございますが、こういった視点に立って御説明申し上げます。

厚労省がとりまとめて要望する項目が20項目で、他省庁と要望しているものが14項目で、合わせて34項目ということになります。

8月末に、夏の要望から37項目でありましたけれども、8項目を絞って、マニフェストに関連するものを5項目新たに追加しているところでございます。租特のふるいの話がありましたけれども、この部分においてはふるいが提示をされた状況の中でも、またさらなる検討をしなければいけないという認識をしているところでございます。

まず、大所の、というか皆大所なんでございますが、子ども手当に関わる非課税及び差押禁止措置の創設というところの御説明を申し上げます。子ども手当を受け取った場合の所得税を非課税にということをお願いしているところでございまして、同時に子ども手当を受ける権利の差し押さえに関しては禁止措置を講ずるためのものがございます。御承知のように、22年度通常国会においての提出予定法案ということでございますので、その財源措置ということでございます。

子ども手当の給付額が非常に大きい、ここにも概算要求で2兆3,000億ということを書いておるわけでありましてけれども、この非課税措置ということで約4,100億、国

税ベースで1,964億、地方税ベースで2,142億ということになってまいります。

しかし、これは今日も予算委員会等々で質問が出ているとおり、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するスキームでございますので、今日いらっしゃる税調の皆様方には、この法案提出の趣旨と、また、なにゆえ所得控除といいますか、税額非課税という措置は御理解をいただけていると思っております。

ちなみに、現行の児童手当においても、従来どおり非課税とされており、その置き換えという問題がありますけれども、この部分においても課税とはされていないという理由もあります。課税をする場合には、当然、保育料、保険料、医療費の窓口負担などが引き上がってしまう世帯ケースが存在するというところで、これも児童手当のときの説明と同じでございます。

イギリス、フランス、スウェーデン等の諸外国の同様の手当においても、所得制限を設けておらずに、しかも非課税となっているところでございます。

続きまして、たばこ対策としてのたばこ税の税率の引き上げについて申し上げます。これは先ほどの総務省の中にも、これは国税・地方税ベースですから、たばこ税のことは述べられていたところがあると思っております。

昨日も少し申し上げましたように、厚労省の視点としては、あくまでも喫煙率の減少のためにたばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げということを申し上げているところでございます。前政権においても、税制要望には入っていたところであって、喫煙の健康への悪影響というのはもう御承知のとおりだと思いますし、いまだ日本の喫煙率が高いという状況でございます。

少し細かい数字で、表も小さくなっておりますが、大事な点でありますので、資料にも載せております。慢性閉塞性肺疾患のほとんどの要因が喫煙となっているということで、今日も毎日新聞だったと思いますが、この部分のCOPDの問題が記事にも出ておりました。

この会場におられる方もよくお聞きをいただきたいんですが、40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より3.5年短いということも言われているところでございますので、あくまでも健康の観点から、これは思い切った税制措置を希望しているところでございます。

根拠は、たばこ規制枠組条約（FCTC）第6条において、たばこの需要を減少するための価格及び課税に関する措置を実施することが求められているということで、これは平成16年6月に日本国は批准しているところでございます。17年2月に発効して、締結国は約167か国という状況でございます。ということで、WHOのこういった観点からもこの部分については進めなければいけないということでございます。

ちなみに、健康日本21という運動期間2000～2012年ということも今回行われているわけですが、現在のたばこ対策としては、未成年者の喫煙をなくすということと、それから、受動喫煙の防止等のために、喫煙をやめたい人がやめるという目

標項目を設定している状況でありますから、いわゆる価格による抑制効果によるところのたばこ税を、20年間に於いて80円しか上がっていないという現状を、80円も上がっていると感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、20年間で80円というたばこの現状を、この健康の問題から是非たばこ税を検討していただきたいということでございます。

ただ、大変議論のあるところでございますので、税額を入れずに今回は要望しているところでございます。

続きまして、医療関係税制でございます。医療に関する税制として、3つほど紹介をさせていただきます。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特別措置をお願いしたいということでございます。御承知のように地域の医療というのが、今、大変重要な状況の中において、医業継続に関わる相続税・贈与税の問題が出てきております。

この表に書いてありますとおり、医療法人の中においては、持分のある医療法人と持分のない医療法人というものがあります。平成18年に、既に医療法を改正して、持分のある医療法人は新規につくれないという状況になっておりますが、持分のある医療法人は、今も存続をしております。そして、持分のある状態の中において、医院のオーナーが亡くなられた場合には、持分があるということで当然相続税がかかってくるという状況になります。そうすると、当然のことながら個人財産の中で医院を開かれておりますので、医業の継続が困難という状況になります。ですから、これを3年以内という猶予期間を設けて、持分なしの医療法人に転換するときの相続税等の免除ではなくて猶予をお願いしたいということでございます。

当然、移行しなかった場合には猶予税額及び利子税を納付するということは当然であるということで、ここに書かせていただいております。

それから、周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長ということ、不動産取得税のことでお願いをしているところでございます。これも今の産科の現状をここで申し述べる時間はないと思いますが、御理解をいただきながら、この産科の状況の中における延長措置ということで御理解をいただければと思っております。

それから、社会保険診療報酬等に係る特例措置の事業税の部分でございます。これも同様に医療崩壊を食い止めて、公共性の高い医療サービスを維持していくという、地域医療の重要性にかんがみ、念のため存続の要望をしているところでございます。これはずっと続いているところで、言わば恒久的措置になっているところでございます。

5項目め、これは経産が昨日一部言っていたところでありますが、確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置ということでございまして、国民の高齢期における所得の確保に関わる国民の自主的な努力を支援するため、企業年金制度の一つであると

ころの確定拠出年金制度について、前国会でもこれは法案として提出されているところではありますが、関連法案が廃案になった審議未了廃案という、解散に伴ったことでもあります。再度提案を検討していることから、税制上の所要措置等を要望するものでございます。

企業型年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除という部分でございます。現在、御承知のようにこの部分は事業主のみが会社型の場合は拠出をすることになっておりますが、実際の拠出額は低水準にとどまっているために、老後の所得の確保ということでお願いをしているところでございます。

従業員も掛金を拠出することを認めて、従業員自ら努力して老後に備えるという趣旨でございます。

それと同時に、資格喪失年齢の引き上げということで、今、65歳までの雇用ということになっておりますので、現在60歳のものを65歳ということで、これは連合等の要望とも全部調整済みでございます。

6項目め「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設でございます。これもマニフェストに書かれているところの、職業訓練期間中に月額10万円の手当を支給する求職者支援制度を創設するというところでございます。平成23年度にはこの制度を創設したいということで、22年度通常国会の中においての法案提出を予定しておりますので、その前ということでお願いをしているところでございます。

これはまだ法案のスキームが決まっておりませんし、決まった後は労政審においての検討が必要になってくることなので、今、申し上げたように法案の中身が説明できないのでありますが、当然非課税措置ということでお願いしたいところでございます。

最後に、あえて人的控除の見直しというところでございます。老年者控除の復活、公的年金等控除の拡大ということが、実はマニフェストに書かれております。それから、私どもの政策会議においても、各議員からも出ているところでございます。しかし、この額は、いわゆる4桁、老年者控除の復活には2,240億、公的年金等控除の拡大は2,160億、それから、配偶者控除の廃止、扶養控除の廃止ということも議論に出ているところでございます。配偶者の方は1兆1,000億、扶養控除は1兆4,000億という大変大きなテーマでございますので、厚生労働単体というよりは、この税調の議論の中においての各種控除のことを御検討いただければというふうに思っております。

長くなりましたが、以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、階さん、どうぞ。

○階総務大臣政務官

どうもありがとうございました。この電話帳のようなものがあって、厚労省さんの分が載っているところは、地方税の第1分冊の389ページからなんですけれども、そ

の 389 ページを見ますと総括表というものがあって、ここにずらっと減税額が幾らになるかというのが載っていて、その中で最も大きいのが今回の子ども手当の部分なんですけれども、2 番目に大きいのが総括表の一番下の方にある、社会保険診療報酬に係る非課税措置の関係なんです。ここが 1,100 億という数字なんですけれども、我々が少し調べたところ、この部分については、国税の方では課税されているんだけど、地方税の方では課税対象になっていない。ここについて合理性があるんだろうかという疑問を持ってしまして、この点について存続したいということであれば、その辺の合理性について御説明をいただけますか。

○峰崎財務副大臣

重要なポイントですので、お願いいたします。

○長浜厚生労働副大臣

事業税の問題は、例えば会社であれば法人住民税という形で、当然のことながら医療法人も払っておりますが、事業税というのは極めて公益性の高い分野において、総務副大臣もおられますが、認められているところでありまして、例えば林業とか、幾つか公共性の高い状況の中において認められている法人税の課税、あるいは法人住民税との課税とは違う概念での公共性の議論に入りますので、私どもは、これは先ほど申し上げました医療の社会性・公共性の中においては、今後とも継続をしていくべきだと思っております。

もし、廃止をするということになれば、これは当然診療報酬の引き上げ等と、現状の医療経営の中においては、当然何かに転嫁をさせるという議論に発展していきますので、新政権になったところでもありますけれども、前政権からも継続しているところだと思っております。

○峰崎財務副大臣

渡辺副大臣、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

たばこの点について 1 つ伺いたいんですが、先ほど税額は書かないでという話ですが、長浜副大臣も長妻大臣もテレビ等で、ヨーロッパ並みということで 600 円とか 700 円とかが推定されるんですが、実際、現実問題として直ちに入れるとなれば税調でも議論しますが、直ちに今ある 300 円のたばこを 600 円にするのは、今までさまざまな増税をする中で、ここまでやったことはほとんどないのではないかと、たばこに限らずですけれども、逆に 4 年間でこれぐらいずつ、ステップ・バイ・ステップで上げた方がいいとお考えなのか、それとも健康のことを考えれば、一気に手が出ないような金額にやってしまった方がいいのか、たばこの害ということはみんな認めていますし、たばこ税が増えれば地方に入ることは我々もよしとするわけですが、言っていることは正しいんですけれども、やり方としてどう理解されるかという議論はありましたでしょうか。

○長浜厚生労働副大臣

私は、メディアの前では額を申し上げたことはないんですが、巷間さまざまな形で言われております。イギリスなどが一番高い、800円～900円ぐらい、レートによって違いますけれども、そんな状況で、OECD加盟のいわゆる先進国と言われるところにおいては、600円という数字が出たので、多分平均価格がそんな形かなというふうに思っております。どこまで厚労省の立場で言えるのかわかりませんが、私個人からすれば段階的、つまり600円に設定をして、翌年は700円、その翌年は800円という形での、段階的な値上げも考えられるのではないかというふうに思っております。

○峰崎財務副大臣

今の点、たばこ税の引き上げの議論がありましたけれども、過去のたばこ税の引き上げの際の増収効果などは後日、また事務方から報告してもらうことにしますが、今、非常に大胆な話がありましたので。

○渡辺総務副大臣

私が申し上げたのは、600円に向けて、例えば300円が400円になって、500円になってというふうに思っていました。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

3点、関連することも含めて、既にもうお尋ねもありましたので、指摘にとどめる部分と、1つ具体的にお尋ねしたいことと3点申し上げます。

1つ目は、社会保険診療報酬については、やはり公平性の観点から、来年かどうかは別にして、今後具体的な議論をさせていただくことになると思います。

それから、たばこの関連、今、我が党の政策が、どういうふうに表明して、この総選挙を戦ったかということは副大臣よくよく御存じだと思うんですが、今日せっかく皆様お集まりですので確認させていただきたいんですが、たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきだと、その際には、国民にわかりやすい仕組みにすることが必要。たばこ税については、財源確保の目的で規定されている現行たばこ事業法を廃止して、健康増進目的の法律を新たに創設をし、たばこ規制枠組条約の締約国として、喫煙率を下げるための各政策の一環として税を位置づける。具体的には、現行の1本当たり幾らといった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で国民が納得できるような課税方法を検討する。ここまで言い切っているわけです。

私も賛成です。500円なり1,000円なりに持っていくべきでしょう。しかし、ここまで言っていることを前提にすると、それなりの抜本的な哲学の変更がなければ、数か月先に増税の御提案を国民に申し上げることは、甚だ不遜だという気がいたします。

それから、最後は少し具体的にお尋ねしたいんですが、周産期医療関連の御要望をいただいております、これは平成20年にできたばかりですから、当然、今の分娩の

関連の不安定な医療助成などを考えますと、これは是非やらなければいかぬと個人的には思っています。

ただ、今までの租税特別措置は、国税も地方税も 300 項目を超える、これは漫然と続いてきたものがたくさんあります。本当に効き目があったのかどうか、改めて見直したいという中で、ひとつこれから具体的に御相談申し上げたいのは、例えば一定期間、今、不動産取得税に関して 2 分の 1 軽減の特例になっています。これから 2 年間更に 2 分の 1 特例、更に 2 年間 3 分の 1 軽減、更にその先の 2 年間 4 分の 1、5 分の 1、そして 6 年、8 年後には廃止と、そのメリハリを付けた、早期の整備をしたほど有利になるような、実効性のあるサンセット方式を是非、今年は真剣に議論したいと思っています。

今日お答えまでいただく必要はありませんが、是非省内で御検討をしてみたいと思います。

以上 3 点、ちょっと気になる点を申し上げました。

○長浜厚生労働副大臣

最後の点に関しては、おっしゃる意図はよくわかりますので、持ち帰って検討する情報だと思います。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございます。

○長浜厚生労働副大臣

たばこに関しては、総務副大臣の質問に言葉が滑った部分もあるかもしれませんが、それは先ほども申し上げましたように、私個人的な思い等も含めましてですから、あくまでも税制要望としては、そういう価格的なものは入れておりませんので、聡明なる税調幹部の皆様で御議論をいただければというふうに思っております。

○峰崎財務副大臣

時間が来ておりますので、最後に厚生労働省も 2,189 億円のペイ・アズ・ユー・ゴー原則は達成しておりませんので、是非増収といいますか、少なくとも新しいものをつくる時には古いものを廃止してもらいたい。これはしっかりお願いしておきたいと思っております。

更に、いわゆる見直し項目の中に、他の省庁に関連しているもの、他の省庁がやっているので引き続きやっているものも見られますので、この点も少し、自ら自分たちの分野の租特を見直すということでやってもらいたい。その点を入れますとゼロ回答なものですから、次回はひとつ思い切ってお願ひしたいということをお願いして。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございました。たばこの件で、今、小川政務官からもありましたが、皆さんと共有しておかなければならないのは、マニフェストに記載していることは、実

は大事な話でして、締約国になっておりますWHOのたばこ規制枠組条約、そこから、今まさに日本に勧告指導されていることは何かというと、ありていに言えば、比較的若いうちに喫煙がくせになるということ言えば、例えばイギリスなどですと、ファーストフードのお店で学生さんがアルバイトをして、1時間頑張っただけのお金で1箱しか買えない。恐らく日本だと何箱買えるんだという議論なんです。おそらく3箱ぐらい買えるんでしょうか。

ですから、若いうちにそういう方々が喫煙のくせが付き、それが結果として健康を害し、更には医療費が結果として、喫煙に因果関係のある疾病があるということはおそらく医学的に証明できるでしょうから、そういうことを社会全体で考えようということなんです。

したがって、ここは皆さんも異論はないし、多分、渡辺副大臣も小川政務官もそういうことで御発言されたと思うんですが、他方、たばこ事業法があるということは事実として受け止めなければならないんです。念のため読み上げますと、たばこ事業法第一条、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること。つまり健康の「け」の字もないわけなんです。つまり財政物資としてたばこは、かつてのいわゆる税収確保なんだということで、今やJRの債務償還にまで喫煙者は担税していただいていますので、こういう事実がまずあります。これは事業法に基づいて、全国の葉たばこ農家、そしてたばこ事業者は価格統制され、全量買い上げというルールも含めてあるという事実があるんです。

この事業法を改正は、恐らく本当にやっていくんだという御意志があれば、当然に厚労省が、例えばですけれども、健康目的に課税をするたばこを引き取るんだというぐらいの御決意がなければ、この話はできないということなんですけれども、そこはいかがですか。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

厚労省が引き取るという、政務官の言葉じりをとらえるつもりは全くありません。ですけれども、財務省が持っているとか、厚労省が引き取るということではなくて、やはりこのぐらい大きなことになると、先ほども申し上げましたように税調レベルで話をしていただかないと、ですから、よくマスコミの皆さんが単純に言われますが、600円になったら税収も倍になると、ところが、1,000円にしたら吸わなくなってしまうわけですから税収はほとんどなくなってしまうかもしれない。ですから、おっしゃられたとおり、税を考えるのであれば、違ってお立場という考え方もあり得ると思いますし、農業の方もいらっしゃるけれども、当然のことながら、今まで葉たばこ生産で生業を営まれていた方々もいらっしゃるわけですから、そこに関する手当や何かすべてパッケージで考えないと、この議論はなかなか進まない。だから、進

まなかつたのかもしれませんが。

○峰崎財務副大臣

もう大分時間が来ているので、たばこの問題は引き続き議論になりますので、そういうやりとりをし始めると、恐らく全員参加したくなるような感じになるのではないかと思いますので、そういう論点があるということと、先ほど言ったように、税収効果がどんな展開をしたかということの後日お願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。先ほど申し上げた最後の点もひとつよろしく、もっと突っ込んでください。

それでは、内閣府のお二人、ひとつよろしくお願いいたします。

(厚生労働省関係者退室)

(内閣府関係者入室)

○峰崎財務副大臣

どちらからやりましょうか。

それでは、金融から行きますね。大塚内閣府副大臣、よろしくお願いします。

○大塚内閣府副大臣

どうぞよろしくお願いいたします。

内容の説明は田村政務官からさせていただきますが、私から概要を御報告申し上げます。

金融庁も経産省同様に、この税制改正要望のオープン化ということを行いまして、個人・団体等を合わせて 179 先から 456 件の意見が寄せられました。これを今回精査いたしまして、お手元の税制改正要望にさせていただきました。

なお、お手元の表紙をごらんいただきますと、大きな項目として 5 項目書いてございますが、1 点目の損益通算、あるいは 4 点目の少額上場株式等の非課税措置、5 点目の生命保険料控除制度の改組に伴う措置等は、大きな方向性を今回の税制改正でお決めいただいて、実際の施行は平成 24 年度からというたてつけのものでございます。軽減税率の廃止の時期が 24 年でございますので、それと併せて 24 年からこのような対応をさせていただけないかという要望でありまして、具体的な増減収には来年度は関わってまいりません。

最後のページだけごらんいただきますと、最後のページには増減収とは関わりのない制度等も含めて幾つか書いてございますが、今回、減収効果が出てしまうのは、ちょうど真ん中にあります「死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ」の 47 億円だけでございますので、その点、冒頭に御報告申し上げて、中身については政務官から御報告させていただきます。

○峰崎財務副大臣

それでは、よろしくお願いします。

○田村内閣府大臣政務官

どうぞよろしくお願いいたします。政務官の田村でございます。限られた時間でございますが、簡単に要望を御説明させていただきます。

最初に1ページ目をごらんください。今、副大臣からも話がありました。「1. 個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備」ということで、金融商品間の損益通算の範囲拡大を要望してございます。

現行でございませけれども、下に現状はどうやっているかというのをマトリクスで書いてありますが、金融商品間の損益通算が上場株式・公募株式投信等の譲渡損失と配当との間に限られているということでありまして、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていないという現状がございませ。

ですので、そういう金融商品間の損益通算の範囲をより幅広くお認めいただきたいということと、それと併せまして、債券の利子と譲渡損失の損益通算を認めるに当たって、現行の債券税制を見直すことを要望させていただいております。

ページをおめくりいただきまして「2. 海外投資家による我が国金融・資本市場への投資の促進」ということです。

現行でございませけれども、日本の公社債市場において海外投資家の保有比率というものは社債を中心に依然として極めて低い状況にあります。その要因として指摘されていることが、1点目は国債、地方債においても、非課税措置を受けるための投資手続が煩雑であるということ。そして、2つ目として海外投資家の社債投資における受取利子が課税をされているということが挙げられております。

それを受けましての要望事項でありまして、次の3ページにポンチ絵を付けてございますので、そちらをごらんいただければと思います。

まず、2点要望させていただいております。まずは非居住者等が受け取る国債・地方債に関して、利子の非課税措置についての簡素化・拡充を図っていただきたいということ。2点目としまして、非居住者等が受け取る社債等に係る利子についても非課税措置を導入していただきたいという2点を要望させていただいております。

4ページをごらんください。この4ページ目は「火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長」でございませ。

近年、台風などが頻発しておりまして、損害保険会社の異常危険準備金が、保険金支払いによりまして多額の取り崩しが発生しております。それによりまして、現在の積立率が今後の異常危険災害に備えるための水準に十分達していない。大きな台風がいろいろ起こっておりますけれども、特に1991年の台風19号、2004年に台風が史上最多の10個来た。特に、その1991年と2004年に大幅に取り崩しが行われておりまして、それによって十分な水準に達していないという状況に現在もあります。

やはり今後、巨大災害が増えている現状を踏まえまして、租税特別措置であるわけでありませけれども、やはりそれは、その制度自体を恒久化していただきたい。もし、それが難しいとしても、少なくとも延長していただきたいというのが、この要望事項

でございます。

次の5ページ目は、先ほど副大臣からもお話がございました、平成23年度まで株式の配当、譲渡益20%台を10%に、優遇税率を適用しているわけでありましてけれども、その優遇措置が終了する。その後、20%の本則税率が戻った際にお願いをさせていただきたいことございまして、少額の上場株式等の投資のための非課税制度を創設していただきたいというお願いでございます。

その具体的な案としましては、この下に書いてありますけれども、毎年、新規投資額で100万円を上限として、100万円かける5年間ということで500万円。保有期間は最長10年間。そして、年間1人1口座という制度、非課税措置を要望させていただいております。

次の6ページをおめくりいただきますと「生命保険料控除制度の改組に伴う所要の法制上の措置の実現」であります。

現行の生命保険料控除制度は、この下に書いてあります。一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に分かれておりまして、控除額の上限がそれぞれ、国が5万円、地方が3.5万円というふうになっているわけでありまして、新制度におきまして、制度全体、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除、全部合わせまして、国で12万円、そして、地方で7万円の所得控除限度額にさせていただきたい。そして、それぞれの3つの保険料控除については、おのおの、国が4万円、地方が2.8万円の控除限度額にさせていただきたいという要望でございます。

あと、ほかに細々としたものがありますが、それは7ページ目に項目だけ掲げさせていただきました。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、大島副大臣も続けてどうぞ。

○大島内閣府副大臣

続けて、内閣府本府が所管しているすべての租税特別措置を精査いたしまして、できる限り積極的に絞り込みを行った結果、お手元の資料にありますとおり「1. 市民活動の促進」「2. 民間資金等活用事業(PFI)の推進」「3. 防災対策の推進」「4. 沖縄の振興等」「5. その他」としては廃止が2件ということになっております。

「1. 市民活動の促進」なんですけれども、これは「特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置」といたしまして、今回、4点を要望させていただいております。

今回の内閣総理大臣の所信表明でも新しい公共ということで、NPO法人が活発な活動を始めたときに、それを邪魔するような余分な規制を取り払うとか、NPOの活動を側面から支援していくことが必要だということで述べられております。

この市民活動の推進で、これまでの特定非営利活動法人に係る税制上の特別措置として、今、利用できる認定特定非営利活動法人の数は107です。そして、年間400万

円なんです。

今回、NPO法人等にヒアリングを行いますと、まずは、資料が非常に多い。要は提出するための資料が非常に多いと言われておりまして、この間、写真をいただいたところ、これと同じぐらいの資料を出さなくてはいけない。これと、この電話帳と同じぐらいの資料を出さないと認定してくれないということで、ほとんど体力のないNPO法人ですから、それであきらめてしまうところが非常に多い。ですから、ここをできるだけ簡素化してほしいという要望がございました。

もう一つは、審査期間がやはり、今は8か月くらいかかるのでしょうか。それを4か月ぐらいに短縮してほしいということがございます。

そして、今回、もう一点が、初回申請における実績判定期間の特例として、これを延長してほしいということと、最後にみなし寄附金制度の控除限度額を、学校法人とか、社会福祉法人とか、更正保護法人並みの所得金額の50%または200万円に引き上げてほしいということで、今回の要望をしてどのくらい減収が見込まれるかということ、1,200万円なんです。400万円だったものが1,200万円増えて1,600万円になるということですので、是非、一定の御理解をいただけるとありがたいと考えております。

もう一点が「2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進」ということで、これはPFI事業でも、刑務所とか、斎場とか、あるいは給食センターをつくった場合に、今でもお陰様で固定資産税とか、都市計画税とか、不動産取得税について、現行においては2分の1が減免する特例が措置されております。

しかしながら、刑務所とか、斎場とか、給食センターとかを国とか地方公共団体がつくった場合には、これはもともと納めなくて済む金額でして、例えば国が刑務所をつくった。その場合には、刑務所にかかるそれぞれの税は免除されるんですけども、PFIでつくと2分の1減免されるだけですから、国税から地方税の方についてしまいますので、この点については、もともと国、地方公共団体が主体者として行えば税を納めなくて済むものが、PFIの事業にしたために納めなければいけないということですので、この点についても一定の御配慮をいただければと考えておりまして、これは誠に申し訳ないんですけども、新たな減収見込額が2億6,600万円ございます。

もう一点が「3. 防災対策の推進」ということで、先般、政策会議を開いた際に指摘をされてなるほどと思ったのは、今回「地震防災対策用資産の取得に関する特例措置」ということで、現行では東海地震とか、東南海・南海地震とか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の対策が必要な地域に限定して、緊急地震速報受信装置などを取得した場合には、所得税とか法人税の20%の特別償却とか、固定資産税については課税標準を3年分、3分の2にする特例が認められているんです。

しかしながら、地震は、お気付きのとおり、新潟県中越沖地震とか、福岡県西方沖地震、能登半島地震など、対象地域外でも大規模地震が発生しておりますので、今後、

首都直下地震もありますので、全国どこでも、限定的に地域を絞ることなく特例を認めていただければと考えて要望させていただいております。

これの新たな減収見込額は 3,300 万円でございますので、是非全国で、いつ、どこで起きるか分からないのが地震でございますので、この点についても御配慮いただければと考えております。

プラス、この「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」は延長でございます。

「4. 沖縄の振興等」で「沖縄におけるガソリン税（揮発油税・地方揮発油税）に係る減額措置」も継続でございます。

もう一つが、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構への寄附金に関する特別措置。これは将来的には、御承知のとおり、沖縄科学技術大学院大学学園になることが決まっておりますので、現行、大学では認められている措置を今の段階から認めてほしいということで、新たな減収見込額は 700 万円でございます。

以上、拡充・延長、継続、そして、創設と、プラス「5. その他」として2件につきまして廃止ということで要望をさせていただいております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、どなたからでも結構でございます。

法務副大臣、どうぞ。

○加藤法務副大臣

簡単に意見を2点だけ申し上げます。

NPOへの寄附税制は、総理のお考えから行っても、是非、進めるべきだ、拡充するべきだと思っておりますので、また後日、議論のときには、皆さんに前向きにお取り組みをいただきたいという応援を1つ。

それから、PFIの件ですけれども、地方自治体には御迷惑をおかけすることになるかもわかりませんが、固定資産税等々を2分の1というのは、どうにもこうにも科学的合理性のない数字ではないかと私は思っております、政府が地方自治体にというだけになりますので、これは是非、非課税でという、これも応援をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○大島内閣府副大臣

PFIとともに、NPO法人については、先般、政策会議を行ったところ、各委員から強い要望がございまして、その点につきましても非常に御期待が高いということをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政務審議会長

私も、NPO税制について大島さんにもお伺い、かつ前向きに進めていただきたいと思います。思うことが皆さんにもございますが、具体的な要望内容の2と3にも関わっておりますが、確かに、この間やってきて107法人というのは大変少なく、それから、新しく向かおうとする社会像とも、これではとても追いつかないということで、この認定要件の緩和ということと、それから、審査期間を短縮ということのためにも、今、国税の窓口が全国で12か所というふうにも伺っていて、その辺りはどのように御検討といたしますか、お話を進めておられるのか。

それから、さっきの審査期間も、今、8か月よりもう少しかかるようで、これは国税の皆さんの要員といたしますか、人員的な問題もおありかと思っておりますが、その辺りは今後、どういうふうに進めていかれるのでしょうか。

○大島内閣府副大臣

政策判断と考えておりました、今、12か所というのは、私が伺っておるところによりますと、このNPO、この税制に関する専門家の方たちが少ないので、12か所、全国津々浦々というわけにはいっていないという話を伺っておりますので、これは一つの判断として、要は全国でも主要なところでは受けられるという判断があれば対応を取れるのかなと思っております、それは、要は大きく、多くの認定特別非営利法人をつくるという、それをつくってからもう一度、ある程度精査をしていくということもあって、まずは多くの人に参加してもらうということが制度として必要なのかなと考えております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

PFIの話は、おっしゃる趣旨は重々よくわかります。ただ、PFIをそもそも導入してきたこと自体が、公共施設をできるだけ合理的に、経済性を持って整備して、公的な負担を減らしていこうという流れにあることからすると、やや、そこは断絶はありますけれども、納税ほど結局、経済的な合理性が行き着いた先の姿というものはないわけでありまして、そこは改めて、議論をよくよく深めさせていただきたい部分です。

○加藤法務副大臣

今日は多分、時間がないので余り言いませんけれども、経済的にととっても、刑務所などの場合には、そこで何か売上を上げるわけでも何でもないので、結局、国税を入れて、地方自治体に2分の1に減免された固定資産税を納めるだけという話ですから、それは面倒が増えるだけのことだと思いますので、自治体に対して何か対応をするのだったら、それは別途、交付税なり何なりを考えたらいいと思いますが、ここだけ見れば、仕組みとしては少し筋が通らないのではないですかというのが我々の考え

方なので、また改めて。

○大島内閣府副大臣

よろしく申し上げます。

○峰崎財務副大臣

泉政務官、どうぞ。

○泉内閣府大臣政務官

NPO税制の件なんですけれども、1つ、これまで壁になってきたものとして、財務省の方からは、やはりNPOの実態、どれぐらいの団体が認定を望んでいるのかを数字で示してほしいということが従来からも言われてきたんですが、一方でNPOというのは非常に数が多くて、かつ多種多様でして、アンケートを取っても非常に回答率がなかなか上がらないという現状があります。

しかし、それだからといって、ずっとNPOの実態は把握できないというふうにみなしてしまって本当によいのかというところはありますので、是非、NPO全体にアンケートを取って、その結果が、なかなか回収率が思わしくないからという理由だけで従来どおりの判断にならないように、そこは是非、政治的にも考えていただければということもお願いします。

○峰崎財務副大臣

よろしゅうございますか。

最後に私の方から、やはり金融庁及び内閣府の本府もペイ・アズ・ユー・ゴー原則からするとマイナスになっております。是非、金融庁の場合は、特に税額の大きいISAの問題とか、生命保険料控除の問題とかがありますので、こういった点も是非、これからしっかりと、また年末に向けて議論していきたいと思いますが、是非、さらなる切り込みをよろしく願い申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

(内閣府関係者退室)

(外務省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

それでは、残された2つで、外務省と防衛省で、通常は外交防衛委員会というものが有りますから、時間の関係もありますから、同時にやってしまえますか。

いいですか。一緒にやりますか。

○榛葉防衛副大臣

一緒でもいいです。

○峰崎財務副大臣

それでは、先に外務省からよろしく申し上げます。

○武正外務副大臣

よろしく申し上げます。

お手元の方に「1. 国税」で5つ。「2. 地方税」も1つということでございます。

「1. 国税」について、まずは、今、内閣府からも御要請があった、NPOあるいはNGOに係る税制上の特例措置の延長・拡充ということで、この4項目は内閣府が要請されているものと同じということだと思います。

これについて、外務省での減収の額は910万円ということでございます。

「(2) 国際開発連帯税の新設」ということで、世界の開発事業に対応するための新たな税ということでございます。これはフランス始め10か国で航空券連帯税ということで導入されております。あるいは通貨取引税についてはフランス、ベルギーなどで検討中ということで、まだ実際に導入はされておりましたが、こういった新たな税ということで、今後、関係省庁とも協力して議論をしていく必要があると考えております。

これについては、増収額で約200億円ということを計算しました。その根拠といたしましては、フランスを参考にエコノミーで1件500円、ビジネスクラス以上だと5,000円とし、これに国内の国交省の発表している国際線航空旅客の数をかけまして約200億円というふうに算出いたしました。

続いて「(3) 租税条約未締結国との締結促進」ということで、今、日本の租税条約は、これはダブルで企業などが納税を避けるためのものでありますが、56か国と結んでおります。ただ、フランスで120か国、イギリスで115か国、お隣の中国で92か国、韓国で71か国ということから言えば、やはりこれを促進すべきであるということでございます。

また「(4) 法人税率の引下げ」「(5) 連結納税」については、いずれも国際競争力を高めていくために必要であるということ、この(3)～(5)については具体的な額が幾らかということは明示をしておりません。

「2. 地方税」についても、NPO、NGOと同様でございます。

以上です。

(防衛省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

本当にお待たせいたしました。

○榛葉防衛副大臣

防衛省でございますが、資料の最後をおめくりいただきたいと思っております。この表でございますが、お願いいたします。

日豪ACSAによる物品または役務の提供・受領に関する非課税措置をお願いする件でございますが、この最後のページを見ていただきまして、実はオーストラリアとの間で、これまでにカンボジアのPKOでありますとか、東ティモールのPKO、スマトラ沖の地震とか、インド洋の津波の問題、こういう問題に関しましてオーストラリアも大変積極的に関与してきて、我が国との連携を大変強めているわけございま

すが、オーストラリア側から共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動などを実施する自衛隊との間でACSA協定を結んでほしいという要望がございました。

これは、一方が水とか、食料とか、燃料といったものを提供する際にお互いにやりとりができるという提案なんです、来年度、ACSAを行うことが実は固まっているわけではないんですが、仮に実施する場合には、これに対する非課税措置をお願いしたいということでございまして、一般的にACSA協定は非課税措置でお互いにやり合っているという状況がございまして、日豪も是非、これにならいたいということでございます。

仮に日本が非課税措置をしないという場合になりますと、ルールにのっとって、あちらも非課税措置にしないということでございまして、よけいなことかもしれませんが、日本の消費税が5%で、オーストラリアは10%ですから、損得ではないんですが、した方がいいのかなという思いでございます。

これに伴う消費税の減収見込でございしますが、日米ACSAを参考にして計算してみますと、大体、国税分で1万2,000円、地方と合わせまして、合計1万5,000円の減収になるという説明にやっけてまいりました。

ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

御質問・御意見はございますでしょうか。

武正さんの御要望は、かなりいろんな、新しいものが出ていますので、また追っていろいろと対応させていただきたいと思っております。

○武正外務副大臣

よろしくお願ひいたします。

○峰崎財務副大臣

なければ、以上で各省庁のヒアリングは終わりたいと思っております。本当に皆さん、御苦労様でございました。

今回は、国会の関係で流動的ではありますが、現時点では11月17日火曜日の午後5時から本日と同じ場所で開催したいと考えています。

いよいよ次回から、平成22年度税制改正に向けた本格的な審議に入ります。次回以降はほぼ連日開催することとなりますが、充実した審議を期待したいと思っております。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございます。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなく、この場所で行います。会見に参加されない方は速やかに退室願ひます。

以上でございまして。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。